

【 注射 】

65 骨粗鬆症等に対するエルカトニン注射液 40 単位製剤の算定について

《令和 6 年 2 月 29 日》

○ 取扱い

エルカトニン注射液 40 単位について、適応は高カルシウム血症と骨ペー
ジェット病であり、骨粗鬆症を含め、これら以外の傷病名に対する算定は、原則
として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

エルカトニン注射液は骨吸収抑制作用や血清カルシウム低下作用を有する
薬剤で、「40 単位」の添付文書の効能・効果は「高カルシウム血症、骨ペー
ジェット病」である。

一方、「10 単位」、「20 単位」、「20S」の添付文書の効能・効果は「骨粗
鬆症における疼痛」であり、「40 単位」とは異なる。

このため、エルカトニン注射液 40 単位について、骨粗鬆症を含め、高カル
シウム血症又は骨ページェット病以外の傷病名に対する算定は、原則として
認められないと判断した。